

## ■これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される踊場駅周辺地区部会を設置し、検討を進めました。

### 踊場駅周辺地区部会

#### 第1回[令和2年(2020年)10月16日]

- バリアフリー法と基本構想について
- 地区の概況について
- 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の検討
- まちあるき点検・ワークショップの企画 など

まちあるき点検・ワークショップ  
[令和2年(2020年)11月26日、12月17日]  
バリアフリー情報募集  
[令和2年(2020年)11月16日~12月15日]

#### 第2回[令和3年(2021年)10月19日]

- まちあるき点検結果等の整理
- 地区の課題と対応策の検討

事業者との調整

#### 第3回[令和4年(2022年)2月9日]

- 基本構想原案の提案

基本構想原案確定  
法に基づく事業者との協議

**基本構想 確定 令和4年(2022年)7月**

各事業者は、基本構想に基づいて  
特定事業計画を作成し、  
原則、令和9年度(2027年度)までを目標に事業を実施

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催時期を見直しました。

## ■基本構想策定後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等の情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

## ■教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備(ハード面)だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「教育訓練の実施」や「高齢者、障害者への接遇向上」、「心のバリアフリーの教育啓発の推進」を位置づけています。

《お問い合わせ先》

■横浜市道路局 計画調整部 企画課  
〒231-0005  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL: 045-671-4086  
FAX: 045-651-6527  
Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市戸塚区役所 区政推進課 企画調整係  
(9階93番窓口)  
〒244-0003  
横浜市戸塚区戸塚町16-17  
TEL: 045-866-8326  
FAX: 045-862-3054  
Eメール: to-kikaku@city.yokohama.jp

■横浜市泉区役所 区政推進課 企画調整係  
(3階307番窓口)  
〒245-0024  
横浜市泉区和泉中央北5-1-1  
TEL: 045-800-2332  
FAX: 045-800-2505  
Eメール: iz-kusei@city.yokohama.jp

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、戸塚区役所区政推進課(9階93番窓口)、泉区役所区政推進課(3階307番窓口)及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想 検索

二次元コードからも閲覧できます

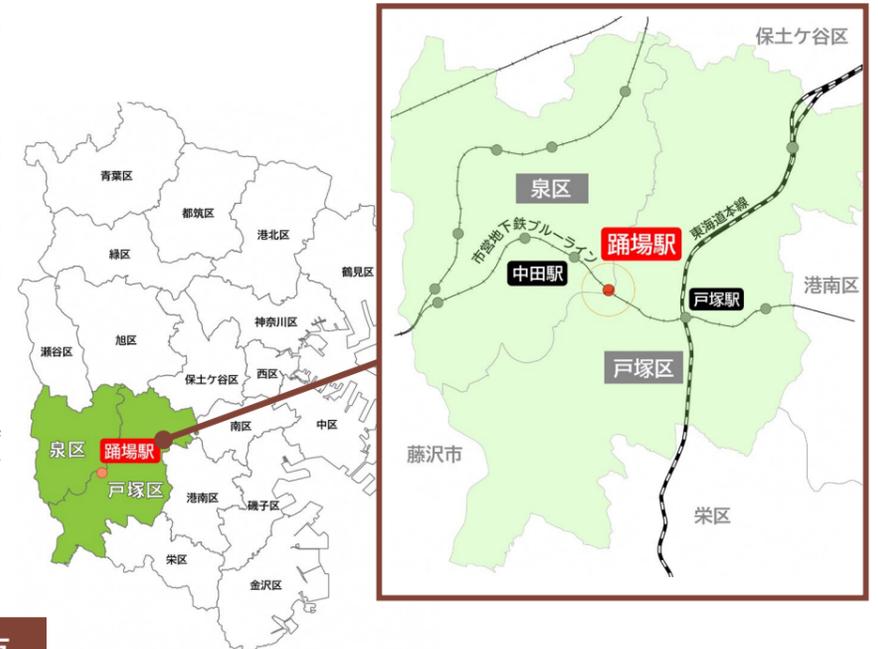


# 踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想

概要版

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(バリアフリー基本構想)を作成するよう努めるものとされています。

今回、戸塚区と泉区にまたがって位置している踊場駅周辺地区において、新たな基本構想の検討を進め、「踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。



## ■バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

## 参考

### ◆バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区<sup>\*1</sup>)において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設<sup>\*2</sup>、生活関連経路<sup>\*3</sup>及び特定事業<sup>\*4</sup>を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

#### ※1 [重点整備地区]

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

#### ※2 「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

#### ※3 「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

#### ※4 「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

■バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容

【公共交通特定事業】

市営地下鉄踊場駅

- 階段の照明器具の更新
- ホームと車両間の段差や隙間の縮小の検討
- ◆券売機の障害者の利用に適した蹴込みの確保
- ◆改札口の視覚障害者誘導用ブロックの改修
- ◆エレベーターの階数ボタンの浮彫表示
- ◆待合所の出入口に視覚障害者誘導用ブロックの設置

【案内板】

- 読みやすい案内サインへの改修
- ◆触知案内板の設置
- ◆案内サインの配置の見直し

【トイレ】

- ◆視覚障害者用の案内設置
- ◆ベビーベッドの設置
- ◆障害者の利用に適した洗面所の鏡の設置
- ◆個室の洗浄ボタンの配置の改修
- ◆乳幼児連れの利用に適した個室のカギの設置

【バリアフリートイレ】

- 呼出しボタンへの点字設置
- ◆オストメイト対応
- ◆非常通報ボタンの設置
- ◆戸の改修

【エスカレーター】

- ◆音声案内の設置
- ◆上り下りの方向がわかる案内の設置

【出入口】

- ◆エレベーターのピクトグラムの更新
- ◆段差の明示
- ◆エレベーターのある出入口への案内の設置

バス停「踊場」(戸塚バスセンター向き)

- 待機列を誘導する案内の設置の検討

【建築物特定事業】

踊場公園こどもログハウス

- スロープの改修
- 案内標示の設置
- 踊場地区センター
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の確保

踊場地域ケアプラザ

- 車いす利用者用駐車スペースの案内設置
- 段差の解消
- 注意喚起の標示の設置
- 歩行者動線の明示
- 駐車場の安全確保
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改修

踊場交番

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討

病児保育室Ami

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討

今美屋ストア

- 案内標示設置の検討
- 車いす利用者用駐車スペースの整備と案内の検討

家電住まいる館YAMADA戸塚店

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改修検討
- ◆バリアフリールートの整備検討
- ◆車いす利用者用駐車場の案内設置の検討

ドラッグセイムス踊場駅前店

- ◆バリアフリールートの整備検討
- ◆段差の明示
- 横浜市立戸塚高等学校
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討

【道路特定事業】

経路1

- 排水施設の蓋改修
- 路面標示の検討
- 舗装の改修

経路3

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修の検討
- 舗装の改修
- ◆歩道の平坦性改善の検討
- ◆自転車の走行環境の整備

経路4

- グレーチングの改修及び視覚障害者誘導用ブロック配置の改善の検討
- 車止め移設の検討
- 舗装の改修
- ◆自転車の走行環境の整備

経路5

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討
- 電柱移設の検討
- 横断防止柵の整備の検討
- 車止め移設の検討
- 舗装の改修

経路6

- 歩道の平坦性改善の検討
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 舗装の改修
- ◆自転車の走行環境の整備

【交通安全特定事業】

経路全体

- 違法駐車取締りの推進
- 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
- 標識、標示の視認性の確保
- 交通規制の実施
- 自転車利用者への注意喚起

経路5

- 危険な横断行為への注意喚起

経路6

- 自転車横断帯の廃止

交差点7

- ◆歩行者の横断時間の見直しの検討

交差点8

- 自転車横断帯の廃止
- ◆歩行者の横断時間の見直しの検討
- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討

交差点9

- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討

交差点10

- 歩行者の横断時間の見直しの検討

【都市公園特定事業】

踊場公園

- 公園入口の段差解消
- グラウンドへのスロープに手すりの設置
- 横断歩道前に視覚障害者誘導用ブロックの設置
- スロープの設置
- 段差の明示

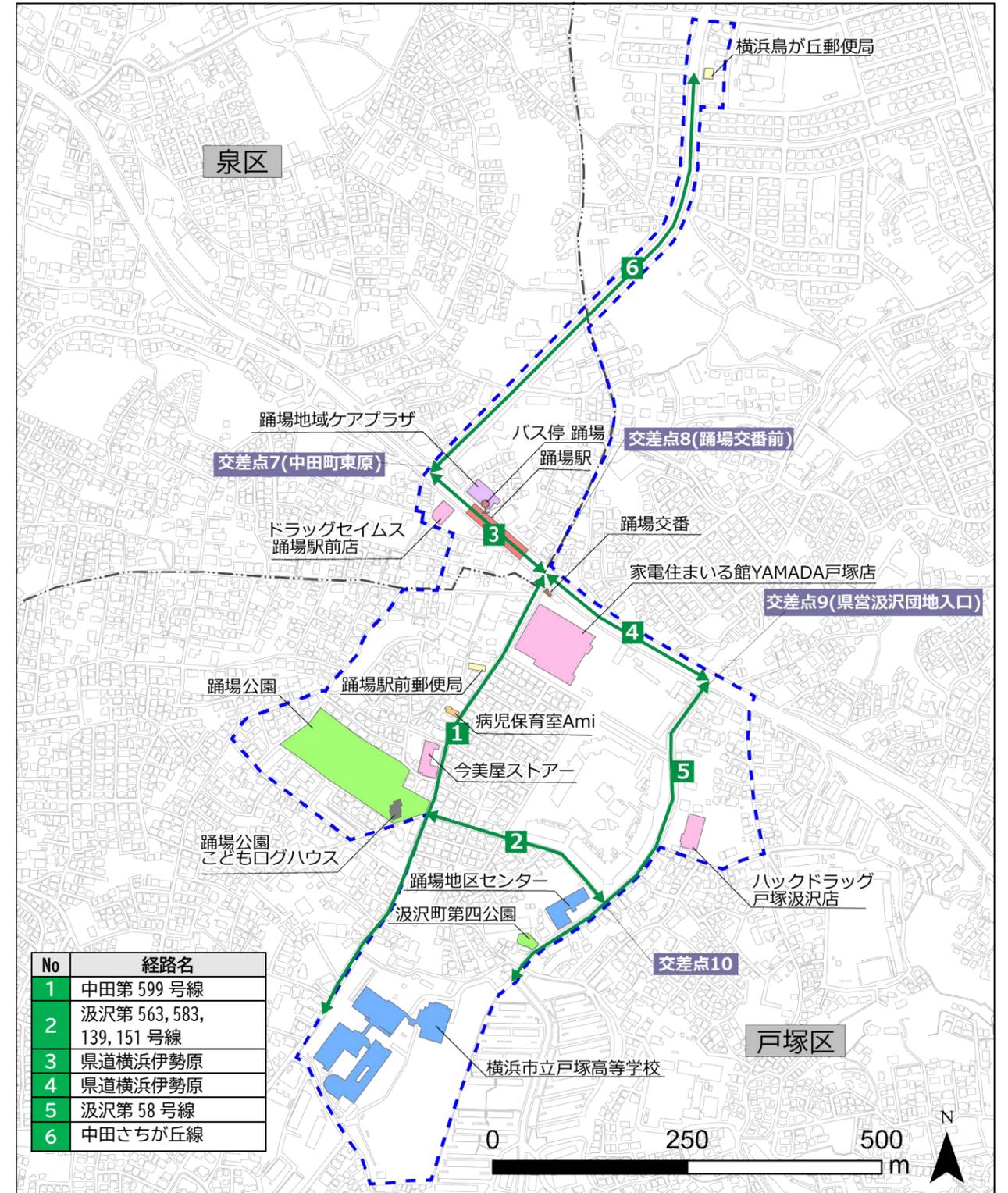
汲沢町第四公園

- ◆通路側の園路の整備の検討

【教育啓発特定事業】

市営地下鉄踊場駅

- 教育訓練の実施
- 高齢者、障害者への接遇向上
- 心のバリアフリーの教育啓発の推進



No	経路名
1	中田第 599 号線
2	汲沢第 563, 583, 139, 151 号線
3	県道横浜伊勢原
4	県道横浜伊勢原
5	汲沢第 58 号線
6	中田さちが丘線

出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図